

資料

1 田村市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、田村市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法第77条第1項の各号に掲げる事務に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策について市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、子ども・子育て会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を又は説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

2 田村市子ども・子育て会議 委員名簿

任期：平成 27 年 3 月 31 日まで

| 区 分 | 所属及び役職 | 委員氏名 |
|-----------------------|------------------|---------|
| 子どもの保護者 | 田村市滝根保育所保護者会 会長 | 佐 藤 真 人 |
| | 田村市立常葉幼稚園 PTA 会長 | 白 土 裕 一 |
| | 田村市立古道小学校 PTA 会長 | 加 藤 久 生 |
| | 栗出婦人クラブ 会長 | 野 口 優 子 |
| 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 | 学校法人若草学園 理事長 | 牧 公 介 |
| | たんぽぽ託児所 所長 | 富 塚 光 恵 |
| 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 | 田村市立小中学校長会 代表 | 遠 藤 さとみ |
| その他市長が必要と認める者 | 田村市主任児童委員協議会 会長 | 遠 藤 徳喜代 |
| | 保健福祉部長 | 大和田 益 弘 |
| | 教育部長 | 和 田 正 明 |

任期：平成 26 年 3 月 31 日まで

| 区 分 | 所属及び役職 | 委員氏名 |
|----------------------|------------------|---------|
| 子どもの保護者 | 田村市立常葉幼稚園 PTA 会長 | 郡 司 守 洋 |
| | 田村市立古道小学校 PTA 会長 | 宗 像 邦 司 |
| 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 | 田村市立小中学校長会 代表 | 佐久間 金 治 |